平成25年7月25日

各　　位

会 社 名　東 洋 炭 素 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　野網　明
（コード番号：5310　東証第一部）
問合せ先　専務取締役管理本部長　中原全生
（TEL. 06-6451-2114）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年7月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年8月29日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1) 当社事業の多様化に対応するため、現行定款第２条につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までとしておりますが、以下の理由から、連結子会社と決算期を統一するため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第36条、第37条および第38条に所要の変更を行うものであります。

①より適時・適正な経営情報の開示を図るため。

②業績管理および事業運営の効率化を図るため。

③将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定される連結会社の決算期統一の必要性への対応を図るため。

また、この変更にともない、第72期事業年度は、平成25年６月１日から平成25年12月31日までの７ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、決算期（事業年度の末日）の変更につきましては、平成25年２月20日付の「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」にて開示しております。

(3) その他、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年８月29日
定款変更の効力発生日	平成25年８月29日

以　上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電刷子、等方性黒鉛その他特殊炭素製品の製造、販売 (2) 炭素とセラミックス、金属及び有機材料との複合材の製造、販売 (3) 電気化学反応によるガス発生装置の製造、販売、サービス及びガスの製造、販売、ならびに関連する加工事業 (4) 前各号に附帯または関連する一切の事業	(目的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電刷子、等方性黒鉛その他特殊炭素製品の製造、販売および関連する加工事業 (2) 炭素とセラミックス、金属および有機材料との複合材の製造、販売、ならびに関連する加工事業 (3) 電気化学反応によるガス発生装置の製造、販売、サービスおよびガスの製造、販売、ならびに関連する加工事業 (4) (現行どおり)
(招集) 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年８月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年５月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
(事業年度) 第36条　当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までの１年とする。	(事業年度) 第36条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年５月31日とする。 ２．　(条文省略)	(剰余金の配当の基準日) 第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ２．　(現行どおり)
(中間配当) 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	(附則) 第１条　第36条の規定にかかわらず、第72期事業年度は、平成25年６月１日から平成25年12月31日までの７ヶ月とする。 第２条　本附則は、平成25年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。